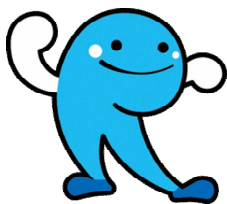


第4期

高知県工賃向上計画

高知県



目 次

第 1 章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 P1
- 2 計画の位置づけ P1
- 3 計画の期間 P2
- 4 対象事業所 P2

第 2 章 工賃の推移と現状分析

- 1 工賃の推移 P3
- 2 事業所別の平均工賃月額分布 P4
- 3 主な生産活動別の事業所の内訳 (R3) P7
- 4 官公需実績の推移 P7
- 5 平均工賃月額の現状分析 P9

第 3 章 目標 P12

第 4 章 工賃水準の向上に向けた具体的な取組 . . . P15

- 【参考資料①】 各事業所の工賃実績・目標工賃等
- 【参考資料②】 平均工賃月額の全国順位の推移 (H29~R1)
- 【参考資料③】 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- 【参考資料④】 令和 3 年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

高知県では、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向けた取組を進めています。

その中で、障害のある方にとって必要な福祉サービスや相談支援などの提供体制が計画的に整備されるよう、「第6期高知県障害福祉計画」を策定し、地域生活への移行や就労の支援などに積極的な取組を進めています。

また、一般就労が困難で就労継続支援B型事業所等を利用している障害のある方々についても、地域での自立した生活を実現するため、平成19年度からは「高知県工賃倍増5か年計画」、平成24年度からは「高知県工賃向上計画」に基づき、工賃向上に関する取組を推進してきたところです。

こうした取組により、本県の平均工賃水準は全国的にも高い水準で推移しており、平均工賃月額は確実に増加してきました。しかし、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、生産活動収入の減少等、大きな影響を受けた事業所もみられ、今後の動向については予断を許さない状況となっています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第4期高知県工賃向上計画」を策定し、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」にも対応できるよう工賃向上に関する各種施策をより一層推進することで就労継続支援B型事業所等の工賃水準の向上を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和3年3月に一部改正された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日障発第0411第4号）」に基づき策定するものであり、あわせて、令和3年3月に策定した「第6期高知県障害福祉計画」における工賃水準の向上に向けた取組の実施計画として位置づけます。

[参考] 第6期高知県障害福祉計画<抜粋>

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

3 必要な見込量の確保等の方策

(1) 指定障害福祉サービスの充実

- 就労継続支援事業所（B型）の「工賃向上計画」の策定を支援するとともに、その工賃向上計画に基づいた取組を工賃向上アドバイザーの派遣等により支援し、利用者の工賃水準の向上を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づき調達方針を策定し、障害者施設等からの物品等の調達を進めます。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

4 対象事業所

就労継続支援B型事業所を原則とします。

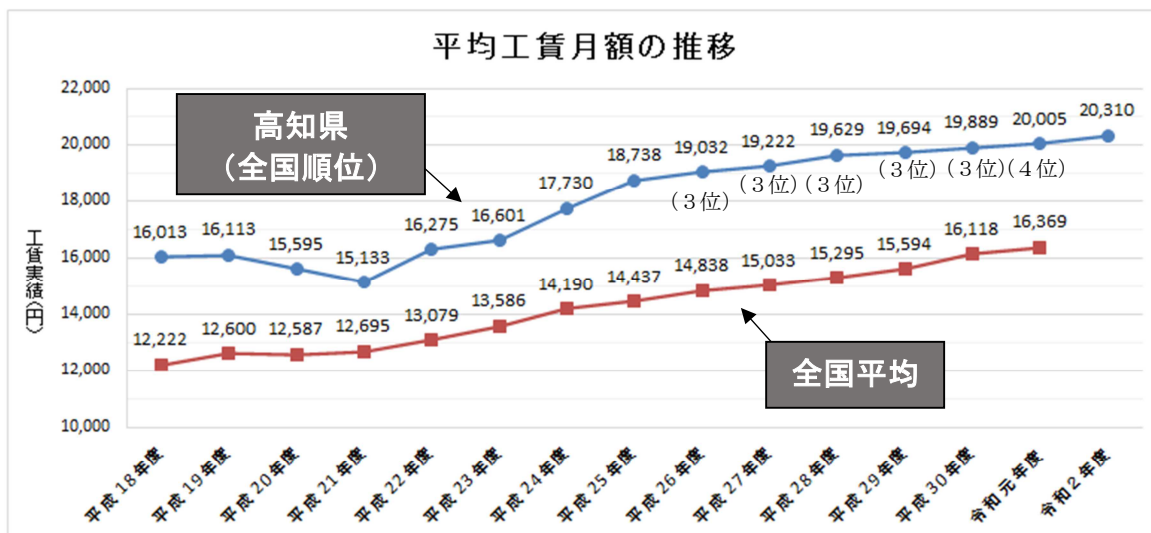
ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として県が認めた事業所は、本計画の対象とします。

第2章 工賃の推移と現状分析

1 工賃の推移

高知県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、近年、リーマンショックの影響があった平成21年度を除き、継続的に上昇傾向が続いており、全国平均を上回る水準で推移しています。

一方、平均工賃月額の伸び率には、やや鈍化傾向が見られます。



本県における平成29年度の平均工賃月額は19,694円と同年度の全国平均の15,594円に比べると高い水準でしたが、「障害のある人の自立した地域での生活」を実現するには十分ではありませんでした。

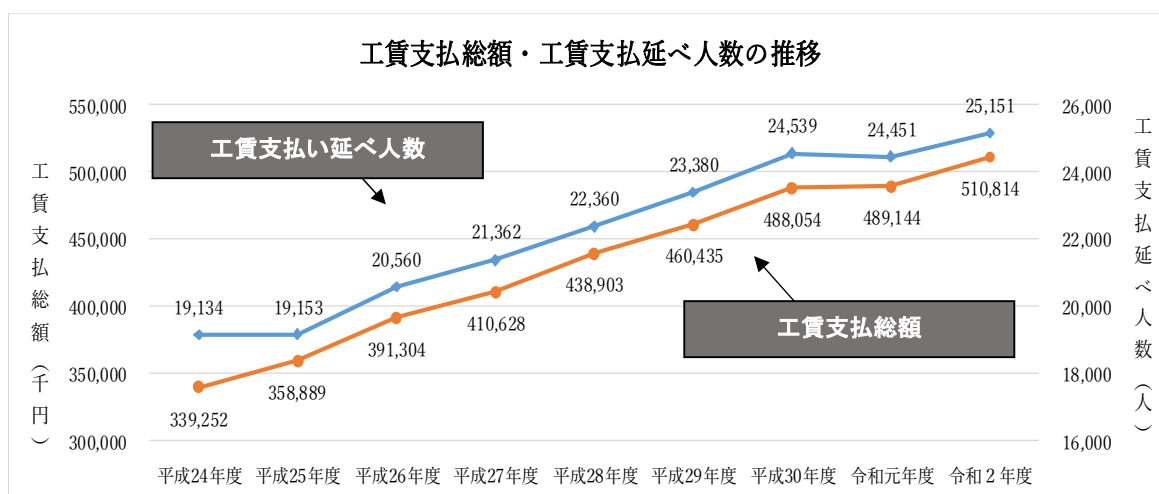
そのため、平成30年度に策定した前期計画では、目標工賃を月額35,000円、時間額299円と定め、工賃等向上アドバイザーの派遣による事業所の個別支援の実施をはじめ、障害者作品展や農福マルシェといった展示販売会の開催などの支援を行いました。

その結果、令和2年度工賃実績は、月額20,310円と過去最高となりましたが、目標達成には至りませんでした。

○目標月額と実績月額の比較

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標月額(時給)	25,000円(288円)	30,000円(292円)	35,000円(299円)
実績月額(時給)	19,889円(233円)	20,005円(237円)	20,310円(242円)

工賃支払総額は、約3億3千9百万円（平成24年度）から、約4億3千8百万円（平成28年度）、約5億1千万円（令和2年度）と右肩上がり推移しています。また、工賃支払延べ人数も同じく右肩上がり推移しており、約2万人（平成24年度）から2万5千人（令和2年度）と約5千人（約24%）増加しています。このように、就労継続支援B型事業所を利用する障害者の数は増加しており、障害者の社会参加が進んでいます。



2 事業所別の平均工賃月額分布

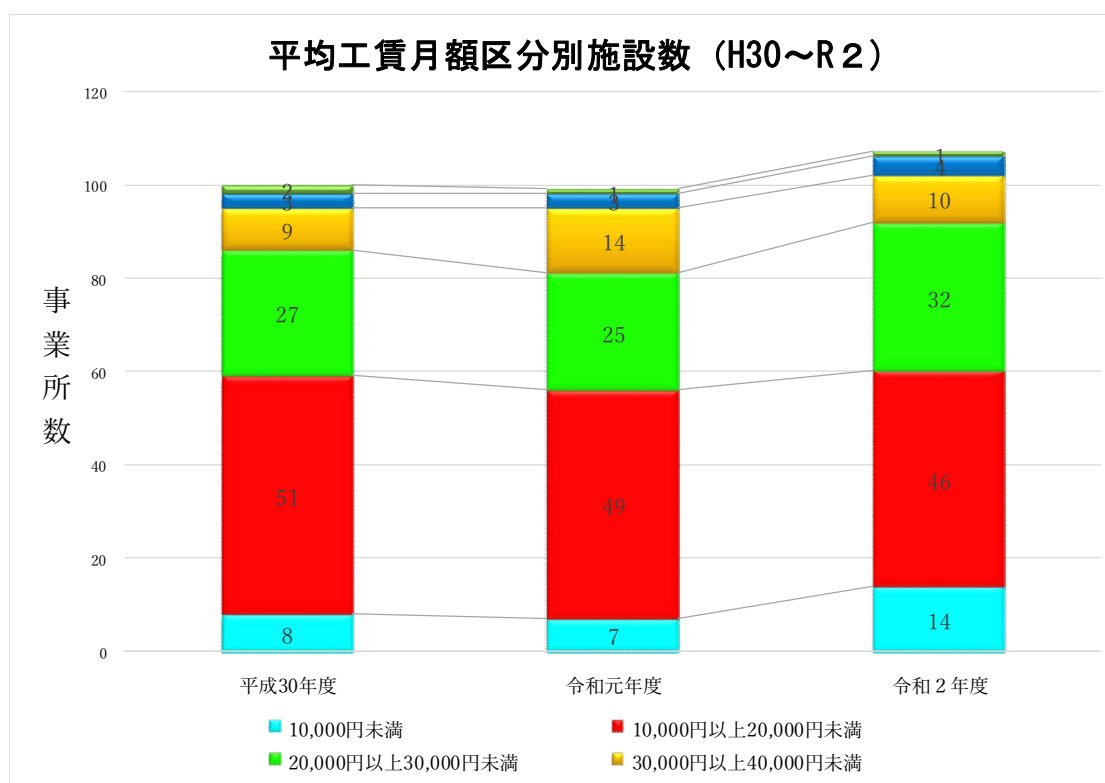
県内の就労継続支援B型事業所の数は、平成30年度の100から令和2年度には107とやや増加しました。

平均工賃月額の区分別にみると、令和2年度、最も多かったのが10,000円以上20,000円未満で全体の43%、次いで、20,000円以上30,000円未満で同30%、その次に10,000円未満で同13%の順となっています。

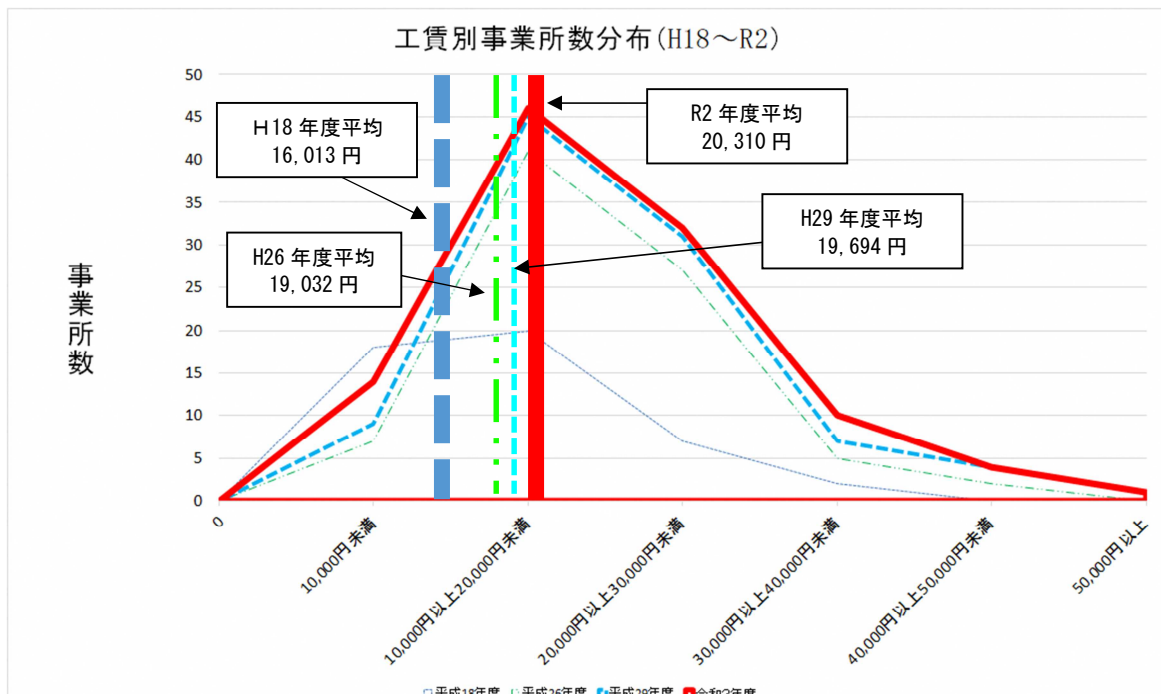
計画期間中の推移をみると、平均工賃月額20,000円以上であった事業所数は平成30年度に41でしたが、令和元年度には43、令和2年度には47に増加しています。一方、平均工賃月額が10,000円未満の事業所が令和2年度に大きく増加していますが、これは令和2年度中に新たに開設した事業所が主な要因です。（令和元年度から増加した7事業所中5事業所は新規開設事業所）。

○平均工賃月額区分別施設数（H30～R2）

平均工賃	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
10,000円未満	8	8%	7	7%	14	13%
10,000円以上20,000円未満	51	51%	49	50%	46	43%
20,000円以上30,000円未満	27	27%	25	25%	32	30%
30,000円以上40,000円未満	9	9%	14	14%	10	9%
40,000円以上50,000円未満	3	3%	3	3%	4	4%
50,000円以上	2	2%	1	1%	1	1%
計	100	100%	99	100%	107	100%



平成18年度から令和2年度までの工賃月額別の事業所の分布状況の推移をみると、グラフ全体が右側に移動しており、全体的に工賃が増加している傾向がうかがえます。



前期計画の目標である平均工賃月額 35,000 円以上を達成した事業所は、以下の 8 事業所でした。

○目標平均工賃月額（35,000 円）を達成した事業所

事業所名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	主な作業内容
こだかさ障害者支援センター	50,074 円	51,279 円	53,037 円	雑貨（木工品等）
ひかり共同作業所	45,010 円	41,958 円	48,400 円	洗濯業務
ゆうハート安芸	26,926 円	35,552 円	43,041 円	公園清掃作業など
てとてあさひ	52,282 円	48,008 円	42,438 円	マッサージ
ワークすみらい高知 2・3	43,184 円	43,455 円	40,321 円	飲食店の運営
安芸市ワークセンター	42,879 円	34,603 円	36,148 円	機械部品組立
就労支援センター「らいふ」	30,269 円	36,367 円	35,402 円	洋菓子製造販売
共同作業所ニコの種	30,001 円	30,097 円	35,009 円	水産会社の高単価作業を受託

3 主な生産活動別の事業所の内訳 (R3)

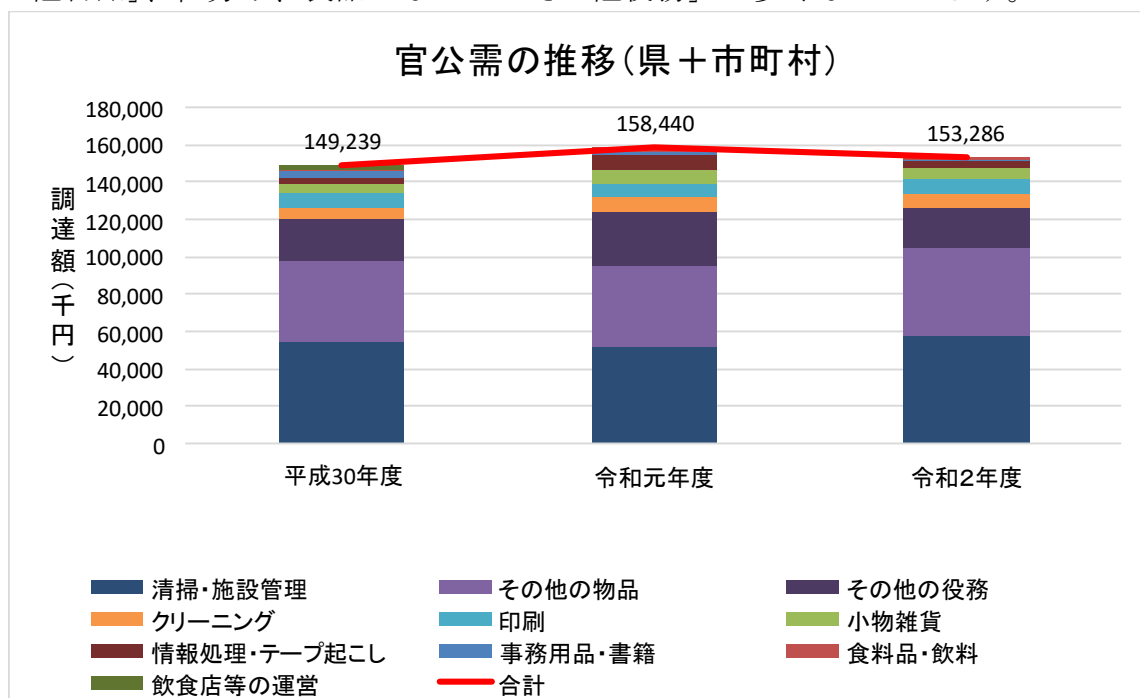
生産活動別の事業所の内訳をみると、「部品組立等軽作業」(33%)が最も多く、次いで「菓子等製造販売」(30%)、「その他」(18%)の順となりました。

	事業所数	構成比
①部品組立等軽作業	35	33%
②菓子等製造販売	32	30%
③その他	19	18%
④食品加工	10	9%
⑤清掃・クリーニング	8	7%
⑥木工品製造	3	3%
合計	107	100%

4 官公需実績の推移

県・市町村の官公需の実績は増加傾向にありましたが、令和2年度は対前年度比約3.3%減の153,284千円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、会議資料等の印刷業務やテープ起こし等の発注数が減少したためです。

業務としては、県、市町村ともに、「清掃・施設管理」、事務用品などの「その他物品」、仕分け、袋詰めなどの「その他役務」が多くなっています。



○県における官公需の実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度※1
清掃・施設管理	7,955	6,178	7,019
その他物品※2	8,569	8,821	6,524
その他役務※3	1,084	1,192	2,174
クリーニング	4,640	4,692	4,588
印刷	6,484	7,182	6,234
小物雑貨	1,005	1,588	911
情報処理・テープ起こし	2,958	6,595	2,641
事務用品・書籍	364	712	533
飲食店の運営	2,102	0	0
食料品・飲料	81	81	69
合計	35,242	37,041	30,693

○市町村における官公需の実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度※1
清掃・施設管理	46,352	45,564	50,825
その他物品※2	34,833	35,278	40,184
その他役務※3	20,705	27,606	20,203
小物雑貨	4,638	5,628	6,334
クリーニング	2,719	2,458	2,749
事務用品・書籍	2,329	1,918	357
食料品・飲料	1,510	1,834	1,130
印刷	306	757	419
情報処理・テープ起こし	605	356	392
飲食店の運営	0	0	0
合計	113,997	121,399	122,593

※1 令和2年度実績は速報値

※2 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター等

※3 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕等

5 平均工賃月額の現状分析

(1) 平均工賃月額の区分別の分析

ア 平均工賃月額の高い事業所(平均工賃月額：30,000円以上)の特徴等

・事業所数（R2実績）：15事業所

・主要な生産活動

自社製品製造販売・飲食等：8事業所（53.4%）

受託軽作業：5事業所（33.3%）

施設外中心：2事業所（13.3%）

・特徴

一定の設備投資をしてオリジナル製品の生産・販売やサービスの提供を行っている事業所が多いほか、受託作業中心の事業所についても、高単価の作業や多数の作業を受託しているところが、高収入を得ることができていると考えられます。

イ 平均工賃月額が中位の事業所(平均工賃月額：20,000～30,000円)の特徴等

・事業所数（R2実績）：32事業所

・主要な生産活動

自社製品製造販売・飲食等：23事業所（71.9%）

受託軽作業：7事業所（21.9%）

施設外中心：2事業所（6.2%）

・特徴

前述の平均工賃月額が高い事業所の特徴と同様、設備投資が一定行われており、オリジナル製品の生産・販売やサービスの提供を行っている事業所が多くを占めています。受託作業中心の事業所についても、高単価の作業や多数の作業を受託しているところが高収入を得ていると考えられます。

ウ 平均工賃月額の高い事業所(平均工賃月額：20,000円未満)の特徴等

・事業所数（R2実績）：60事業所

・主要な生産活動

受託軽作業 : 37事業所 (61.7%)

自社製品製造販売・飲食等 : 17事業所 (28.3%)

施設外中心 : 6事業所 (10.0%)

・特徴

受託軽作業の割合が高いほか、設立後間もない事業所が多くなっています（前期計画期間中に設立された13事業所のうち、令和2年度実績で10事業所が当該区分に該当）。

(2) 農福連携事業の実施と平均工賃月額との関連性

- ・令和2年度平均工賃月額上位10事業所のうち、農福連携（農業分野での施設外就労や、自社農園での作業、事業所の建物内での農作業）に取り組んでいる事業所は4事業所ありますが、いずれの事業所も、農作業が主要な生産活動ではありませんでした。
- ・工賃水準に関係なく、様々な事業所が農作業を実施しています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

令和2年は世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、本県においても緊急事態宣言が出され、飲食店等の営業時間の短縮や不要不急の外出の自粛といった厳しい感染防止対策が実施されました。本県の就労継続支援B型事業所においては、経済活動の停滞等の影響で、令和2年4月、5月に生産活動収入が大きく落ち込む等の影響がありました。

このため、県では、令和2年度に補正予算を編成し、コロナ禍の影響で生産活動収入に大きな影響があった事業所向けに障害者生産活動支援事業費補助金を創設しました。この補助制度を活用状況は、以下のとおりでした。

○分類別の申請状況（申請事業所：43 事業所）

- ・施設外中心：5/10 事業所（50%）
- ・受託軽作業：19/49 事業所（38.8%）
- ・自社製品製造販売、飲食等：19/48 事業所（39.6%）

⇒施設外就労中心の事業所で、申請割合が高いという結果になりました。コロナ禍の影響で、企業等からの作業発注量が減少したことが要因であると考えられます。

第3章 目標

(1) 最終的に目指すべき工賃水準の考え方

障害のある人が地域で経済的に自立した生活を送るためには障害基礎年金等と工賃による収入が日常生活における必要経費を上回ることが必要です。

この日常生活における必要経費を次表のとおり 103,131 円とすると、障害基礎年金（2級）65,075 円を差し引いた金額は 38,056 円となります。

こうしたことから、県として目指す工賃月額最終的な目標値は、38,000 円とします。

○日常生活における必要経費（想定）

項目	金額	備考
グループホーム家賃	15,051 円	
生活費基準額（1）	43,770 円	食費・衣料費等
生活費基準額（2）	27,690 円	光熱水費等の生活費等
障害者加算額	16,620 円	障害等級表 3 級程度
支出計（A）	103,131 円	
収入（B）	65,075 円	障害基礎年金 2 級
目標工賃額（C）=（A-B）	38,056 円	
工賃実績（D）	20,310 円	R2 平均工賃月額
差引額（E）=（C-D）	17,746 円	

※グループホーム家賃については、県内に所在するグループホームに対する家賃調査により算出しました。

※生活費基準額等は、生活保護世帯（稼働年齢層の単身世帯）における最低生活費基準額表（2級地1）を参考としました。

(2) 本計画期間で目指す平均工賃月額

ア 現状趨勢ベース

平成 29 年度から令和 2 年度における県内の各事業所の平均工賃月額の

伸び率は、年 1.03%でした。第 4 期においても同等の伸び率であったとした場合、令和 5 年度の平均工賃月額 は 20,944 円となります。

イ 県内事業所の工賃向上計画に定める目標工賃月額の平均ベース

各事業所から提出された工賃向上計画（R 3～R 5）に定められた目標工賃月額の平均をみると、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 3 年度に一旦、18,864 円まで落ち込み、その後回復して、令和 5 年度には 20,807 円となっています。

ウ 全国平均伸び率ベース

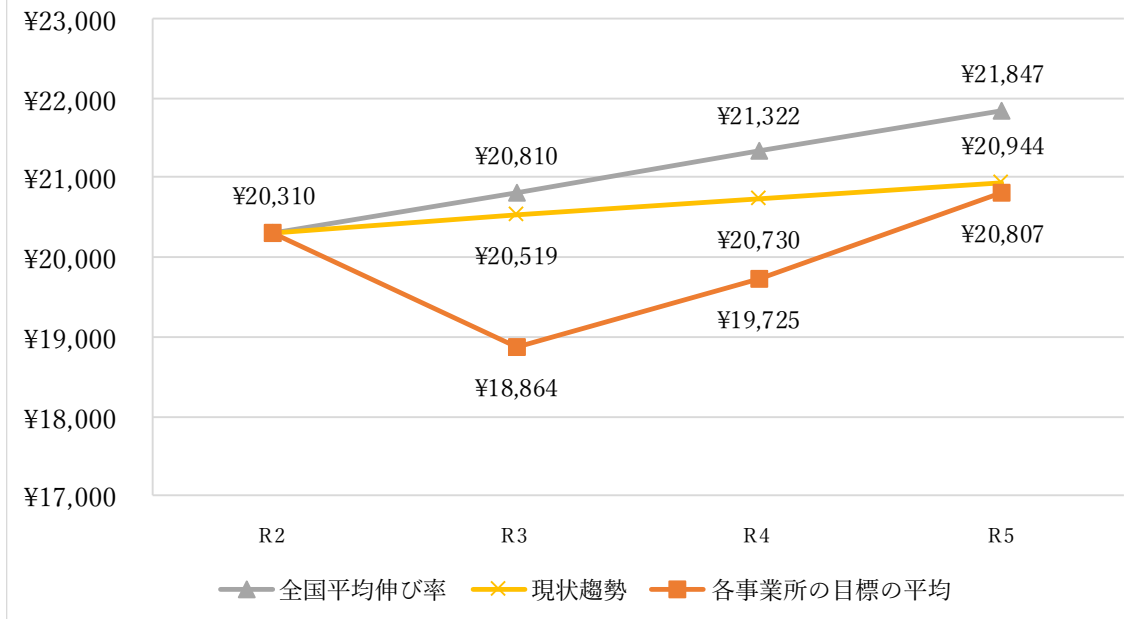
平成 29 年度から令和元年度の全国の事業所における平均工賃月額の伸び率は、年 2.46%となっており、本県（年 1.03%）の倍以上の水準で上昇しています。本県において、第 4 期計画期間中にこれと同等の伸び率が達成されたとすると、令和 5 年度の平均工賃月額は、21,847 円となります。

以上のア、イ、ウを整理すると以下のとおりとなります。

○各算出方法による平均工賃月額の目標額

	現状趨勢	各事業所の 目標の平均	全国平均 伸び率
令和 3 年度	20,519 円	18,864 円	20,810 円
令和 4 年度	20,730 円	19,725 円	21,322 円
令和 5 年度	20,944 円	20,807 円	21,847 円

各算出方法による工賃目標額の推移



以上のデータや、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮したうえで、第4期工賃向上計画では、検討ケースのうち最も高い水準である全国平均伸び率ベース(令和5年度に21,847円)を超える、令和5年度に22,000円の達成を目標とすることとし、各年度の目標工賃額を次表のとおり設定します。

年度	目標工賃月額	目標工賃時給額
令和3年度	20,800円	246円
令和4年度	21,400円	253円
令和5年度	22,000円	260円

※目標工賃時間額は、前期計画期間(H30～R2)の月あたりの労働時間の平均を84.564時間と積算し、各年度の目標工賃月額を84.564時間で除して算出。

第4章 工賃水準の向上に向けた具体的な取組

事業所における工賃の向上は、基本的には、各事業所が利用者や地域の特性などを踏まえて自ら掲げた取組を実施することにより図られることとなります。事業所が目標を持って計画的に工賃向上に取り組むためには、工賃向上計画の策定が重要となります。

このため県では、県内すべての就労継続支援B型事業所に対して工賃向上計画の策定を促し、計画の内容についてヒアリング調査を実施しています。そうしたヒアリングなどを通じて各事業所の現状や取組、課題等を把握し、必要に応じて助言を行うとともに、県全体の事業所の平均工賃の向上を図るために必要な施策について検討しています。

こうしたことを踏まえ、第4期高知県工賃向上計画においては、以下の課題解決のために、(1)～(5)の取組を重点的に実施していきます。

○工賃向上に当たっての主な課題

- ・職員の意識向上・人材育成

工賃向上に向けた支援員の高い意識や企業的経営手法の導入が必要 など

- ・販路拡大・商品開発

専門家による助言や経営基盤の強化が必要 など

- ・新たな官公需・民需の創出

コロナ禍の影響により、作業の受注量が減った など

○第4期高知県工賃向上計画における取組

(1) 経営意識の向上・企業的経営手法の導入

◇KPI①：工賃向上に係る意識啓発等のセミナーの開催回数及び参加者数

⇒第4期計画期間中（R4、R5）に2回開催、延べ60名以上参加

事業所における工賃水準の向上を図るためには、事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要であり、事業所の責任者の強い意思に基づく強力なリーダーシップが不可欠です。また、工賃水準の向上に向けて経営力を強化していくためには、事業所が、経営分析や原価計算、商品価格や販売量の設定、マーケティングなど、企業的経営手法を身につける必要があります。そのため、事業所向けセミナー・研修会の開催や工賃向上計画のヒアリングなどの機会を通じて、管理者等に対する意識の醸成と企業的経営手法の導入支援を図っていきます。

(2) 生産性や品質の向上

◇KPI②：工賃等向上アドバイザー事業による、アドバイザー派遣事業所数
⇒第4期計画期間中（R3～R5）に延べ30事業所以上

◇KPI③：新商品開発や新分野進出等、新たな設備投資等を実施する事業所数
⇒第4期計画期間中（R3～R5）に延べ15事業所以上

事業所が新商品開発や新分野進出、販路開拓などの具体的な取組を行うに際しては、専門家の目線による指導、助言をいただくことが有効です。そのため、現在実施している工賃等向上アドバイザー派遣事業を拡充し、より多くの事業所が専門家によるアドバイスに基づいた効果的な取組を実施できるよう支援していきます。また、第2章で述べたとおり、高い水準の工賃を実現している事業所の多くは、軽作業の受託だけではなく、一定の設備投資を行い、事業所独自の製品やサービスの提供を実施しています。このため、令和3年9月補正予算にて、「障害者生産活動支援事業費補助金」を創設し、さらなる工賃水準の向上を目指して新たな設備投資等を行う事業所に対して財政的な支援を行うことにより、生産活動の基盤強化の取組等を支援しています。

(3) 販路の拡大支援

◇KPI④：事業所の商品やサービス等をPRするホームページの閲覧ユーザー数
⇒第4期計画期間中（R5）に10,000件以上

◇KPI⑤：共同受注窓口の営業活動による企業等への訪問件数
⇒第4期計画期間中（R5）に100件以上

◇KPI⑥：優先調達による物品等の調達額（県＋市町村）
⇒158,000千円以上/R5

①事業所の商品やサービス等のPRの抜本強化

現在、県では県内の事業所が提供している、食品、調味料、木工製品などの商品や、レストラン、クリーニング、マッサージなどのサービスに関して、どの事業所がどのような商品・サービスをいくらで販売しているかについて一元的に把握できておらず、販売の促進を支援することができていない状況となっています。一方、平均工賃月額の高い他の先進県においては、各事業所の商品やサービスが一元的に掲載されたパンフレットやホームページなどが整備され、それぞれの商品の魅力や製造に携わった障害者のエピソードなどが

紹介されています。県ではこれまで、平成26年に冊子「Happy」を発行し、商品紹介や販売促進を行うと同時に、障害者作品展や農福マルシェの開催を通して事業所の商品やサービスをPRしてきましたが、商品等の販売をさらに促進をするため、他県の先進事例も参考にしながら、ホームページの開設等によりPRの抜本強化を図ります。

②共同受注体制の構築

現在、県内に共同受注窓口の運営主体となる協議会がありますが、具体的な活動は十分実施されていません。そのため、他の先進県で実施されているような、事業所で生産する商品等のPRや販売の斡旋といった取組が進んでいません。こうした取組を推進するため、共同受注窓口の取組として、事業所で生産する商品等に係る営業活動を行うことができる体制の整備への支援等、県内における共同受注体制の活性化に向けた具体策の検討を進めていきます。

③官公需等の推進

県と市町村では、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、目標を定めて優先調達に取り組んでいます(第2章参照)。引き続き、この取組を推進するとともに、国の機関や民間の事業者にも同様の取組が広がるよう、働きかけを行っていきます。

(4) 農福連携の推進

◇KPI⑦：農福連携に取り組む事業所数

⇒第4期計画期間中(R3~R5)に農福連携に取り組む事業所=50事業所以上

県では、担い手の不足や高齢化による人手不足の課題を抱える農業分野と、障害者の働く場の確保という課題を抱える福祉分野が連携することで互いの課題の同時解決を目指す「農福連携」の取組を「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」に掲げ、重点的に取り組んでいます。農福連携の1つの手法として、農家や集出荷場が作業を委託し、就労継続支援事業所が施設外就労としてそれを受託する方法があります。こうした取組を推進することは、事業所の新たな生産活動となり、工賃向上にもつながることが期待できるほか、障害

者が地域社会に貢献することにもなります。県では、農業と福祉のw i n . w i n の関係を目指して、この取組を積極的に推進していきます。

(5) 市町村との協力体制の強化

上記の取組のほか、発注、販売促進のための商工会議所や商店街への協力依頼や広報誌を活用したPR、庁舎等を活用した商品販売スペースの提供など、市町村で実施可能な支援について検討してもらおう働きかけを行い、県と市町村の協働で事業所の工賃の向上支援に取り組んでいきます。

參考資料編

【参考資料①】各事業所の工賃実績・目標工賃等

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標額		令和4年度目標額		令和5年度目標額	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
1	障害福祉サービスセンターウェブ就労継続支援B型スウェル	40人	クリーニング、DM作業、自主製品作成(介護エプロン)、各核品作業、道路清掃	¥20,785	¥349	¥20,770	¥341	¥25,047	¥385	¥25,200		¥25,400		¥25,600	
2	ワークセンター太陽	20人	弁当・カレー製造販売、ハンバーグ製造、乾燥わかめ加工、清掃作業	¥25,979	¥195	¥24,708	¥200	¥25,037	¥199	¥26,500		¥27,500		¥30,000	
3	サポートびあ	14人	データ入力、テープ起こし、原稿入力、版下作成印刷、パソコン教室、HP作成	¥11,383	¥260	¥10,549	¥173	¥12,050	¥274	¥12,051		¥12,055		¥12,060	
4	野いちごの場所	20人	菓子製造販売、ニラ結束、豆腐機清掃、木質ペレット詰め、リサイクル肥料作業	¥21,372	¥288	¥20,026	¥305	¥17,268	¥313	¥18,520	¥314	¥20,370	¥315	¥20,830	¥316
5	広場さんばし	30人	喫茶業務、委託調理製品製造、いりご加工、ゆず、レモン酢袋取りとトリミング作業	¥20,718	¥346	¥18,804	¥342	¥17,029	¥383	¥17,030	¥384	¥17,035	¥385	¥17,040	¥386
6	ワークスみらい高知1(研修センターみらい/移行・B型多機能事業所)	14人	軽作業、清掃	¥7,836	¥350	¥10,070	¥347	¥11,073	¥330		¥322		¥325		¥326
7	ワークスみらい高知2・3	27人	弁当うどん製造販売・ケーキどらやき製造販売・飲食店ホール業務・厨房補助・清掃等	¥43,184	¥409	¥43,455	¥421	¥40,321	¥417		¥416		¥411		¥409
8	みどり作業所	20人	公園清掃、除草・剪定、室内清掃、ニラ結束・なす袋詰め、薪割り、軽作業	¥17,407	¥392	¥20,015	¥403	¥23,209	¥421	¥25,000		¥25,500		¥39,075	
9	めざめ	20人	ティッシュ袋詰め、菓子箱折り、公園清掃、かぶせ台紙折	¥16,042	¥385	¥12,831	¥293	¥16,003	¥463	¥12,000		¥12,000		¥12,000	
10	オーシャンクラブ	40人	軽作業(お茶梱包、袋詰め、箱折り、いりご割り作業)、清掃作業、弁当製造販売	¥14,779	¥251	¥15,711	¥252	¥16,244	¥251		¥253		¥255		¥257
11	オーシャンクラブ2	20人	ケーキ・菓子製造販売	¥22,009	¥277	¥19,227	¥273	¥16,770	¥268		¥273		¥275		¥280
12	作業所もえぎ	40人	はぶ茶栽培加工、喫茶業務、トマトハウスほか委託作業	¥17,976	¥281	¥17,286	¥261	¥15,511	¥240	¥18,000		¥25,000		¥32,000	
13	ライフ・ステージ蒼空舎	40人	畑・原木雑草・露地野菜・花井ボット等、野菜下処理、清掃業務、手袋製造販売	¥23,480	¥175	¥22,488	¥286	¥23,195	¥177	¥24,000		¥25,000		¥26,000	
14	すずめ旭天神センター	15人	洋菓子製造販売、手芸品製造販売、清掃作業、下請け作業	¥10,178	¥149	¥9,711	¥124	¥9,012	¥110	¥10,000		¥10,010		¥10,050	
15	すずめ共同作業所	25人	印刷(名刺、封筒、ゴム印、アクリル板、布等)、陶芸、洗濯バサミ、喫茶業務	¥11,845	¥167	¥12,673	¥164	¥10,915	¥129	¥12,000		¥12,500		¥13,000	
16	多機能型就労支援事業所虹の夢	20人	農耕、清掃、ポスティング、袋詰め(各種)、軽作業(各種)	¥14,653	¥168	¥13,278	¥161	¥13,731	¥167		¥170		¥175		¥180
17	障害福祉サービス事業所あさひ・はばたき	40人	下請け(ポケットティッシュ袋詰め)、廃棄物処理、クッキーの製造販売、農作業等	¥13,463	¥152	¥13,009	¥182	¥12,890	¥186	¥12,050		¥13,300		¥14,000	
18	作業所ひまわり	20人	喫茶業務、清掃	¥23,074	¥209	¥22,108	¥210	¥20,337	¥203	¥21,000		¥22,000		¥22,500	
19	就労サポートセンターかみまち	10人	グループ就労(チラシ配布、農園作業、施設外就労、清掃作業等)、産学(国語、音楽、体育)	¥8,678	¥271	¥7,651	¥141	¥6,314	¥95	¥9,000		¥9,500		¥10,000	
20	ライフ・ステージ第2あおぞら	20人	リサイクル回収販売、食品販売、メール便配達、清掃、荷物運搬処理等の請負	¥21,981	¥208	¥22,486	¥207	¥21,494	¥198		¥200		¥210		¥236
21	昭光園	30人	パン・洋菓子製造販売、ふむわパン工房「奏」の運営、不織布製品加工、公園清掃他	¥12,925	¥151	¥14,172	¥151	¥16,905	¥174	¥15,800		¥15,800		¥16,000	

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標		令和4年度目標		令和5年度目標	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
22	アルベータ	40人	印刷、クリーニング、軽作業(加工、箱折り、農作物の選別、仕分けなど)	¥14,593	¥166	¥14,130	¥167	¥15,857	¥239	¥17,000		¥18,500		¥20,000	
23	ポーチカ	20人	紙製品加工、袋詰め、菓子袋見本等加工	¥10,021	¥153	¥11,563	¥160	¥10,401	¥155	¥10,450		¥10,500		¥10,600	
24	ワークスみらい高知4(甘味茶寮さくらさく。)	10人	飲食店・ホール・厨房補助	¥37,777	¥373	¥37,110	¥368	¥30,430	¥365		¥368		¥367		¥367
25	こだかさ障害者支援センター	44人	木工(鴨子他)、洋裁、軽作業(袋詰め)、理美容、鍼灸・マッサージ、喫茶	¥50,074	¥374	¥51,279	¥376	¥53,037	¥373	¥49,300		¥50,600		¥53,600	
26	青い空	40人	浄水器カートリッジ分解・分別、ガスメーター分解・分別、レザークラフト、農作物分別、高次脳トレーニング	¥12,887	¥188	¥11,809	¥170	¥5,022	¥71		¥150		¥170		¥190
27	ワークスみらい高知5(土佐バル・シアター・美術館)	10人	飲食店・ホール・厨房補助、美術館作業	¥25,467	¥378	¥23,502	¥388	¥26,727	¥383		¥388		¥388		¥384
28	涅槃の家	25人	らっきょう・黒砂糖の栽培加工販売、ティッシュ・野菜の袋詰め、道路清掃作業など	¥14,135	¥144	¥13,909	¥140	¥15,582	¥157	¥15,000		¥15,000		¥15,000	
29	指定就労継続支援B型事業所きずな	20人	軽作業(袋詰め・果実トリミング等)、名刺、施設公園の清掃、農作物の栽培及び販売	¥12,815	¥166	¥12,113	¥161	¥11,244	¥151	¥11,500		¥11,800		¥12,000	
30	さんかく広場	30人	パン(天然酵母・イースト)製造・菓子製造・内職(箱折り・レモンのトリミングなど)	¥19,232	¥351	¥17,530	¥340	¥17,533	¥341	¥17,600		¥17,700		¥17,800	
31	「ワークスみらい高知6」ひだまり小路土佐茶カフェ	10人	飲食店・ホール・厨房補助	¥29,692	¥377	¥33,403	¥381	¥32,489	¥373		¥376		¥376		¥376
32	おしごと画廊	20人	軽作業、クラフト、アート、デザイン	¥14,164	¥197	¥15,618	¥231	¥18,959	¥232	¥22,750		¥27,300		¥30,000	
33	ポーチカII	20人	紙製品加工、袋詰め、菓子袋見本等加工	¥10,846	¥132	¥11,015	¥133	¥11,124	¥138	¥10,450		¥10,500		¥10,600	
34	Life time	20人	キーホルダー、メモ帳、額木、ジュエリー、野菜袋詰め梱包、廃材リサイクル、清掃等	¥14,144	¥170	¥11,911	¥153	¥10,532	¥131		¥140		¥150		¥175
35	就労継続支援B型事業所リットの風	20人	高齢者施設の清掃、喫茶業務、蜜柑類下処理(皮のトリミング、文旦の実剥ぎ)	¥13,819	¥213	¥12,339	¥177	¥13,527	¥185	¥13,800		¥14,000		¥14,500	
36	就労継続支援B型事業所ユウアンドアイ	20人	野菜袋詰め及び農作物などの委託、農作物の栽培と販売、清掃業務、アルミ缶リサイクル	¥11,139	¥179	¥12,204	¥194	¥15,139	¥196		¥200		¥205		¥210
37	すずめ通所センター	10人	燻製品(ハム、ソーセージ)の製造販売・加工	-	-	¥8,703	¥114	¥8,539	¥106	¥8,600		¥8,700		¥8,800	
38	せるぼ	10人	テープ起こし、データ入力、スキャンニング	-	-	¥30,516	¥490	¥23,393	¥431		¥441		¥446		¥450
39	しばてん大学ひこばえ	20人	農業、内職	-	-	-	-	¥7,323	¥351	¥10,000		¥15,000		¥20,000	
40	フィオーレ高知	20人	パソコン作業、軽作業、アクセサリ作成、施設外での清掃等作業、施設外での農作業等	-	-	-	-	¥6,807	¥182	¥11,200		¥16,000		¥22,667	
41	おさかなくらぶ	20人	熱帯魚全般(熱帯魚へのエサやり、水槽の清掃、水質調整等)	-	-	-	-	¥16,336	¥404	¥17,000		¥17,500		¥18,000	
42	ラフル	20人	食品加工(瓶詰製造)、内職作業	¥4,174	¥100	¥3,802	¥100	¥8,889	¥178	¥10,000		¥11,000		¥12,000	

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標額		令和4年度目標額		令和5年度目標額	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
43	えだは	10人	PC作業、施設外での環境整備・資材整理等	-	-	-	-	-	-	¥120		¥130		¥140	
44	共同作業所むろとうみがめ	20人	パン・洋菓子製造販売、喫茶業務、ゆず皮加工、清掃、割箸袋詰、水道メーター分解作業	¥31,148	¥405	¥31,946	¥395	¥34,345	¥414	¥34,500		¥35,000		¥35,500	
45	ゆうハート安芸	20人	公園清掃・剪定及び除草作業、企業委託作業	¥26,926	¥385	¥35,552	¥473	¥43,041	¥546	¥547		¥548		¥549	
46	共同作業所ホップあき	20人	リサイクル（アルミ缶・古紙回収）、菓子製造（クッキー・ジャム等）、清掃業務、油処理	¥11,163	¥102	¥11,219	¥104	¥11,795	¥105	¥12,000		¥12,200		¥12,500	
47	安芸市ワークセンター	40人	機械部品組立、工芸品（干支土鈴）、木工レーザー加工、UVプリンター（印刷）	¥42,879	¥375	¥34,903	¥306	¥36,148	¥326	¥362		¥367		¥372	
48	TEAMあき	14人	ナス等の栽培管理～出荷、委託農家の採詰の作業及び出荷等	-	-	-	-	¥21,985	¥533	¥23,000		¥24,000		¥25,000	
49	就労支援センターコーケン	10人	水道メーター製造・分解、見守り機器製造・販売	¥19,664	¥212	¥21,776	¥212	¥24,298	¥204	¥26,000		¥26,500		¥27,000	
50	就労支援センターコーケン第二	24人	水道メーター製造・分解、ガスメーターのバルブ分解	¥25,955	¥261	¥24,844	¥242	¥26,337	¥249	¥26,864		¥27,669		¥28,000	
51	きてみいや	30人	農産物の生産・販売・除草、木工製品のシール貼り、四方・甘栗栽培、ポップコーン製造販売	¥30,014	¥200	¥30,540	¥204	¥31,971	¥215	¥220		¥230		¥240	
52	コージー	20人	ゆず皮トリミング・野菜の袋詰め・割箸袋入れ・空き缶リサイクル	¥13,321	¥149	¥13,873	¥149	¥15,435	¥149	¥16,666		¥18,000		¥18,181	
53	ウィール社	20人	印刷、精米、衛生用品・ティッシュ等の袋詰め、いりこ分解作業、菓子の帯かけ、茶パック袋詰め・計量	¥22,880	¥187	¥23,948	¥194	¥23,615	¥187	¥23,700		¥23,800		¥23,900	
54	南国にしがわ農園	20人	農耕（グアハ栽培・加工・販売）、オーガニックコスメ・グルテンフリークッキー	¥10,496	¥155	¥13,483	¥171	¥16,234	¥211	¥250		¥300		¥350	
55	未来ドア	14人	燻製竹の加工品、介護ロボットの修理作業等	-	-	-	-	¥7,578	¥114	¥9,600		¥10,400		¥11,200	
56	就労支援事業所からふる	20人	箱折り、シール貼り、ウエス加工、手袋形成、はぶ茶栽培加工販売、物品販売	¥18,932	¥147	¥20,745	¥160	¥17,160	¥133	¥20,454		¥21,590		¥23,530	
57	障害者就労継続支援B型事業所カトリア	20人	生薬他野菜乾燥チップ製造・詰袋・販売、野菜・果物のパウダー製造・販売、喫茶業務	¥18,407	¥192	¥18,736	¥195	¥20,154	¥194	¥20,500		¥21,000		¥21,500	
58	就労支援事業所 ひかりの村	20人	おせんべい製造、企業からの委託作業	¥21,501	¥220	¥23,856	¥232	¥21,090	¥210	¥167		¥170		¥172	
59	つくし作業所	20人	菓子製造販売、野菜のパック詰め、軽作業	¥10,783	¥197	¥12,596	¥205	¥10,373	¥177	¥11,000		¥11,500		¥12,000	
60	第2太陽福祉園	20人	農耕（水耕栽培、トマト、酒床栽培）、食品製造、洗濯業務、軽作業	¥25,935	¥188	¥25,942	¥192	¥26,210	¥188	¥27,000		¥28,000		¥29,000	
61	作業所土佐	10人	EMポカン製造販売、土佐市指定ゴミ袋の配送業務、農耕、クッキー製造販売	¥14,144	¥153	¥11,633	¥125	¥10,761	¥120	¥11,000		¥12,000		¥13,000	
62	就労支援センター「らいふ」	20人	洋菓子製造販売、軽作業、企業委託作業、手芸品製造販売、施設外就労	¥30,269	¥342	¥36,367	¥358	¥35,402	¥359	¥360		¥361		¥365	
63	共同作業所ゆらら	20人	福祉センター清掃、喫茶営業、菓子製造販売、農園、シントウバック詰め、みつ葉袋詰め	¥15,623	¥327	¥16,726	¥388	¥20,949	¥381	¥360		¥365		¥370	

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標額		令和4年度目標額		令和5年度目標額	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
64	多機能型事業所STEP ONE	30人	ししとうパック詰め、コインランドリー清掃、缶リサイクル、請負作業（須崎市清掃作業、JA作業、須崎青果作業）	¥14,098	¥183	¥13,548	¥189	¥15,403	¥189	¥15,700		¥16,000		¥16,300	
65	社会就労センター山ももの家	20人	ティッシュ袋詰め、野菜の加工、化粧箱の組み立て、精密部品の組み立て等	¥7,159	¥121	¥7,192	¥122	¥9,665	¥158	¥11,000		¥13,000		¥15,000	
66	ひかり共同作業所	20人	洗濯業務、飲食店、受託事業（野菜・果実の袋詰め、ゆず皮加工）	¥45,010	¥392	¥41,958	¥362	¥48,400	¥443		¥365		¥367		¥370
67	就労支援事業所ひだまり	20人	花卉、農作物販売、内職	¥19,487	¥181	¥20,230	¥182	¥20,384	¥192	¥20,500		¥21,000		¥21,500	
68	ワークセンターすくも	14人	花卉、農作物、軽作業	¥18,299	¥191	¥19,128	¥193	¥18,695	¥189	¥21,000		¥21,500		¥22,000	
69	なないろ工房	20人	ゆずトリミング、体育館清掃、県民病院花壇管理、内職	¥15,084	¥265	¥15,227	¥276	¥16,633	¥283		¥290		¥297		¥304
70	さんごほうす共同作業所	20人	公園清掃（管理・草刈り）・墓掃除・缶リサイクル・喫茶店事業	¥20,840	¥268	¥21,228	¥252	¥21,864	¥254	¥22,000		¥22,500		¥22,859	
71	福祉工場「中村」	20人	しまんとA1（環境浄化培養液）製造販売、清掃、軽作業	¥26,004	¥230	¥27,620	¥225	¥28,134	¥240	¥26,000		¥26,000		¥26,000	
72	あゆみ共同作業所	24人	ケーキ・クッキー製造販売、企業受託作業、リサイクル業等	¥5,123	¥58	¥5,664	¥65	¥5,623	¥67	¥6,500		¥8,000		¥11,500	
73	共同作業所「きっと」・「森のいえ」	40人	きっと：お菓子の製造販売、内職業務 森のいえ：木炭、薪、野菜の製造・販売、草刈作業	¥14,462	¥253	¥13,776	¥255	¥12,702	¥262	¥14,000		¥14,500		¥15,000	
74	多機能事業所「アオ」	24人	弁当の製造販売配達、公園・官公庁の清掃、受託事業	¥26,931	¥242	¥27,949	¥252	¥25,593	¥240	¥26,000		¥26,500		¥27,000	
75	びーす	20人	木工商品、しまんとA1製造販売、清掃等受託事業、農作物、テレワーク、菓子折り	¥15,064	¥257	¥17,252	¥235	¥20,031	¥250	¥20,100		¥20,200		¥20,300	
76	土佐しまんと本舗	35人	野菜下処理、薬収集	¥14,890	¥319	¥18,422	¥322	¥21,224	¥416	¥22,285		¥23,399		¥24,569	
77	共同作業所ほっとハート	14人	ソース類製造、菓子製造販売、企業受託事業、施設外就労	¥7,776	¥72	¥8,153	¥102	¥7,025	¥96		¥96		¥97		¥98
78	Re・Guru	20人	喫茶業務、封入作業、軽作業	¥11,422	¥114	¥10,057	¥135	¥9,207	¥139	¥10,000		¥10,500		¥10,800	
79	風車の丘あけぼの	14人	菓子製造販売、ペット菓子製造販売、喫茶業務、施設外就労（農産物梱包作業他）	¥17,668	¥294	¥17,542	¥287	¥19,933	¥289	¥20,000	¥300	¥20,500	¥310	¥21,000	¥315
80	みかんの丘あけぼの	10人	菓子製造補助作業、青果仕込み作業、梱包等受託軽作業等	-	-	-	-	¥27,707	¥410	¥28,000	¥410	¥28,500	¥410	¥29,000	¥410
81	香南くろしお園	20人	花卉栽培、農作物栽培、食加工、公園清掃業務、各種請負作業等	¥17,105	¥171	¥15,655	¥151	¥18,298	¥168	¥18,500		¥19,000		¥20,000	
82	第2香南くろしお園	20人	花卉販売（生産販売、補綴）、土販売、花壇管理、清掃業務	¥27,248	¥267	¥30,757	¥300	¥23,360	¥228	¥26,500		¥27,000		¥27,500	
83	多機能型事業所ワークチャンス	14人	お弁当製造、スイーツ製造補助、人形制作	¥33,893	¥350	¥33,870	¥357	¥31,051	¥362		¥365		¥367		¥369

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標額		令和4年度目標額		令和5年度目標額	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
84	ワークセンター第二白ゆり	10人	布団セットリース・クリーニング(布団、毛布、施設利用者の衣類等)	¥30,105	¥262	¥30,107	¥251	¥29,907	¥253		¥254		¥254		¥254
85	ワークセンター白ゆり	40人	各種クリーニング:ホテルリネン、白羽、コック服、玄関マット、買い物カゴ等	¥30,123	¥250	¥30,107	¥246	¥28,940	¥236		¥240		¥242		¥244
86	ゆずのかげはし	20人	-	-	-	-	-	-	-	¥3,000		¥3,000		¥4,000	
87	りんどう	20人	農作物販売、EM肥料製造販売、古紙・アルミ缶リサイクル収集、施設外実習	¥20,876	¥244	¥20,557	¥275	¥21,382	¥286	¥21,500		¥22,000		¥22,500	
88	障害者就労継続支援B型ワークセンターファースト	10人	衛生用品、油類、基油茶袋詰、包装、入浴剤封入、贈答用箱折り、資材カット、印刷窓口	¥9,749	¥112	¥13,391	¥150	¥13,144	¥142	¥13,500		¥13,800		¥14,000	
89	れいほくの里どんぐり	20人	パン・焼き菓子製造販売、施設清掃業務、季節の農作業など	¥30,187	¥447	¥31,645	¥476	¥32,915	¥497	¥33,500		¥34,200		¥35,000	
90	作業所ら・ら	20人	移動販売車での販売(おどろ餅・たこ焼・他)、施設外就労、フェイス下掛け、アルミ缶回収、町指定ごみ袋の販売	¥16,116	¥263	¥16,753	¥263	¥18,399	¥267	¥18,500		¥18,700		¥18,900	
91	就労継続支援B型事業所「なのはな」	20人	受託軽作業、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売	¥11,031	¥144	¥11,423	¥153	¥12,522	¥168	¥12,600	¥170	¥12,800	¥173	¥12,900	¥175
92	銀乃園の萬屋	20人	飲食店・弁当・よろずai製造販売・リサイクル資源物中間処理	¥25,005	¥437	¥27,484	¥440	¥26,441	¥405		¥430		¥440		¥450
93	こじゃんとはたら来家さかわ	30人	コロッケ製造、石けん製造、野菜選別、施設外就労(ニラの結束機作業、掘)	¥16,165	¥134	¥15,765	¥129	¥16,921	¥131	¥18,000		¥19,000		¥20,000	
94	就労継続支援B型事業所さくら福祉事業所	20人	受託作業、トイレットペーパー販売、木工品制作、いきいき百歳体操バンド販売	¥22,904	¥237	¥28,529	¥298	¥31,144	¥350	¥31,900	¥351	¥32,000	¥352	¥32,100	¥353
95	ほほえみ	10人	自動車電線部品組立、部品小分け作業、電線たぐり作業	¥14,606	¥150	¥18,982	¥219	¥17,234	¥241		¥250		¥260		¥270
96	就労継続支援B型事業所どんぐり	20人	受託軽作業、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売	¥23,141	¥267	¥23,649	¥294	¥21,193	¥274	¥21,237	¥275	¥21,314	¥276	¥21,392	¥277
97	竹ぼうきの会	10人	菓子類の製造販売、PPバンドによるかご作り、イベント等での販売、喫茶業務、清掃業務	¥12,922	¥263	¥13,019	¥255	¥13,327	¥242	¥13,500		¥13,600		¥13,700	
98	ライフファクトリー茂平	16人	清掃作業、ティッシュ詰め、喫茶、シール貼り、農作業、弁当配達	¥15,662	¥357	¥16,909	¥360	¥18,944	¥398		¥400		¥402		¥405
99	どんぐり農園グリーン	30人	花木、野菜生産販売、もみの木レンタル、喫茶業務、洋菓子製造販売、清掃作業	¥25,466	¥241	¥27,843	¥287	¥25,153	¥293		¥295		¥297		¥299
100	作業所由菜の里	20人	軽食喫茶業務、弁当製造販売、洋菓子製造販売、清掃業務、受託作業	¥16,427	¥326	¥16,572	¥327	¥14,665	¥328		¥329		¥330		¥331
101	就労継続支援多機能型事業所しまんと倉庫	20人	弁当、ニラ個装、内職、施設外就労	¥26,823	¥310	¥25,097	¥288	¥22,225	¥274	¥25,000		¥27,000		¥30,000	
102	就労継続支援B型事業所「あさぎり」	20人	受託軽作業、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売	¥17,464	¥181	¥15,011	¥155	¥15,323	¥176	¥15,915	¥181	¥16,003	¥182	¥16,091	¥183
103	就労継続支援B型事業所「やまびこ」	20人	受託軽作業、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、清掃作業	¥12,022	¥170	¥10,256	¥143	¥11,784	¥174	¥11,908	¥175	¥11,976	¥176	¥12,044	¥177
104	共同作業所わらわら	10人	切干大根の製造販売、昆布の袋詰め、柚子トリミング、農業	¥21,017	¥273	¥25,192	¥296	¥25,973	¥306	¥26,000		¥28,000		¥29,870	

No.	事業所名	定員	主な生産活動	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度目標額		令和4年度目標額		令和5年度目標額	
				月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給	月額	時給
105	就労支援事業所ジョブなし	30人	グアバ製品(ドリンク・ゼリー・お茶)製造販売・ドリンク製造委託・産産物生産	¥12,669	¥122	¥13,519	¥113	¥15,252	¥140	¥15,500		¥16,000		¥16,500	
106	共同作業所ニコの種	10人	委託作業、販売事業	¥30,001	¥316	¥30,097	¥305	¥35,009	¥361	¥35,100		¥35,150		¥35,200	
107	てとてあさひ	20人	マッサージ、軽作業	¥52,282	¥594	¥48,008	¥583	¥42,438	¥582	¥45,000		¥48,000		¥50,000	
			平均	¥19,889	¥233	¥20,005	¥237	¥20,310	¥242	¥18,864	¥292	¥19,725	¥296	¥20,807	¥302

【参考資料②】平均工賃月額の全国順位の推移 (H29~R1)

都道府県	順位	平成29年度	都道府県	順位	平成30年度	都道府県	順位	令和元年度
福井県	1	22,312	徳島県	1	22,235	徳島県	1	22,147
徳島県	2	21,465	福井県	2	21,829	福井県	2	22,043
高知県	3	19,694	高知県	3	19,889	島根県	3	20,120
島根県	4	19,133	島根県	4	19,672	高知県	4	20,005
岩手県	5	18,982	鳥取県	5	19,511	宮崎県	5	19,489
北海道	6	18,810	岩手県	6	19,363	鳥取県	6	19,481
宮崎県	7	18,585	宮崎県	7	19,218	岩手県	7	19,420
佐賀県	8	18,419	北海道	8	18,966	佐賀県	8	19,260
鳥取県	9	18,312	佐賀県	9	18,912	北海道	9	19,079
滋賀県	10	18,156	滋賀県	10	18,722	山口県	10	18,915
宮城県	11	17,862	山口県	11	18,533	滋賀県	11	18,517
山口県	12	17,289	大分県	12	17,977	大分県	12	17,835
群馬県	13	17,139	群馬県	13	17,662	長崎県	13	17,664
大分県	14	17,101	宮城県	14	17,490	群馬県	14	17,629
京都府	15	16,724	石川県	15	17,175	宮城県	15	17,477
栃木県	16	16,612	栃木県	16	16,949	栃木県	16	17,317
和歌山県	17	16,565	長崎県	17	16,759	和歌山県	17	17,265
石川県	18	16,552	広島県	18	16,754	京都府	18	17,195
長崎県	19	16,389	愛知県	19	16,738	広島県	19	17,168
愛媛県	20	16,264	山梨県	20	16,665	山梨県	20	17,036
鹿児島県	21	16,174	愛媛県	21	16,454	愛知県	21	16,888
広島県	22	16,038	鹿児島県	22	16,438	石川県	22	16,867
長野県	23	15,787	和歌山県	23	16,433	富山県	23	16,748
東京都	24	15,752	香川県	24	16,377	香川県	24	16,695
山梨県	25	15,741	静岡県	25	16,285	愛媛県	25	16,517
静岡県	26	15,675	長野県	26	16,130	静岡県	26	16,511
富山県	27	15,645	東京都	27	16,078	鹿児島県	27	16,490
香川県	28	15,445	奈良県	28	16,058	岐阜県	28	16,486
愛知県	29	15,297	京都府	29	16,034	三重県	29	16,429
奈良県	30	15,206	富山県	30	15,881	奈良県	30	16,211
秋田県	31	15,169	沖縄県	31	15,779	東京都	31	16,154
沖縄県	32	14,940	三重県	32	15,561	長野県	32	15,970
三重県	33	14,915	岐阜県	33	15,340	沖縄県	33	15,956
福島県	34	14,602	新潟県	34	15,189	秋田県	34	15,402
埼玉県	35	14,517	熊本県	35	15,100	熊本県	35	15,372
熊本県	36	14,490	千葉県	36	15,013	千葉県	36	15,215
新潟県	37	14,472	秋田県	37	14,869	青森県	37	15,172
千葉県	38	14,308	福島県	38	14,758	神奈川県	38	15,119
岡山県	39	14,160	岡山県	39	14,741	新潟県	39	15,083
神奈川県	40	14,047	神奈川県	40	14,696	埼玉県	40	15,009
兵庫県	41	14,041	福岡県	41	14,643	福島県	41	14,926
岐阜県	42	14,010	埼玉県	42	14,530	岡山県	42	14,843
福岡県	43	13,841	兵庫県	43	14,420	兵庫県	43	14,632
青森県	44	13,559	茨城県	44	14,144	茨城県	44	14,338
茨城県	45	13,198	青森県	45	14,136	福岡県	45	14,215
大阪府	46	11,575	大阪府	46	12,009	大阪府	46	12,688
山形県	47	11,016	山形県	47	11,651	山形県	47	11,828
		平均工賃 15,594			平均工賃 16,118			平均工賃 16,369

【参考資料③】

障発0411第4号
平成24年4月11日
一部改正 障発0324第3号
平成27年3月24日
一部改正 障発0228第3号
平成30年2月28日
一部改正 障発0310第5号
令和3年3月10日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところである。

今般、下記のとおり令和3年度から令和5年度までの「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願いしたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところであり、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）においても、障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進することとしている。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから令和3年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、令和5年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、令和3年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。)

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和5年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 令和5年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成30年度から令和2年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

(イ) 目標設定

令和3年度から令和5年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率

の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出

農業・林業・水産業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

c 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営や事業内容に適した専門家（企業OBを含む）等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上等を図ること。

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

(エ) 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。以下同じ。）がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握するとともに、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう都道府県のホームページや広報紙等を通じ、事業所情報として公表し、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。また、毎年度6月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき実施さ

れている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（２）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上にあたっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成にあたっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業所団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見集約を図ること。

カ 事業者団体等との連携による共同受注の推進

これまでの取組を見ると、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で都道府県と事業者団体等との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体等とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町村においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）等を活用し、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう依頼する。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成していない市町村もあることから、調達方針を必ず作成するよう促すこと。

なお、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、国や地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進するという障害者優先調達推進法の意義を踏まえ、地域に事業所がないような場合においても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、調達に努めること。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、令和3年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」の評価及び見直しの報告

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃実績の把握（報告）に当たっては、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績を集計・公表し、工賃向上計画の達成状況の評価を行うこと。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。なお、工賃の算出等にあたっては、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施すること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は令和3年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

なお、令和3年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及びロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）については、工賃向上計画を令和3年4月作成していない場合は算定できないので留意すること。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上 P.D.C.A [plan,do,check,action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。）

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和5年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

(イ) 令和5年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進

していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

令和3年度から令和5年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の令和2年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的であることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、引き続き施設外就労の実施を検討すること。
- e 令和3年度から、在宅でのサービス利用を希望する者であって在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっている。障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。
- f 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組

むことも検討すること。

g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、令和3年5月末日までに各都道府県あて提出すること。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表すること。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害者の就労機会を創出するなど、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう市町村に対し協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。

(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。

(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

令和3年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 適用範囲

この方針は、高知県の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に定義する施設（「別紙1」のとおり）とする。

3 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等は「別紙2」のとおりとし、全体額で36,500千円を上回ることを目標とする。

なお、「別紙2」に記載がない物品等であっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

4 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第3号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

5 調達の推進方法

- (1) 障害保健支援課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行うとともに、各所属からの問合せ窓口を設置する。
- (2) 各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 物品等の調達の必要が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性を

検討するように努める。

6 共同窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、高知県社会就労センター協議会が設置している施設等の共同受注窓口を活用する。

7 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、部局別に公表する。

8 担当窓口

本方針の担当窓口は、地域福祉部障害保健支援課とする。

9 その他

(1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募を行う場合、障害保健支援課を通じて、施設等へ情報提供を行う。

(2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

別紙 1

対象となる施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）（障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定される事業所。）
 - (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定される事業所。）
 - (3) 生活介護事業所（障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定される事業所。）
 - (4) 障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定される事業所。
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。））
 - (5) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定される事業所。）
- 2 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- 3 法の政令に基づく事業所
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- 4 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙 2

調達する物品・役務

種別	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍、トナーカートリッジなど
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等、上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など